

創刊号
1985.4

1985.4



東海私教懇会報

創刊号

1985.4

東海地区私立大学教職課程研究連絡懇談会



目 次

— 会報創刊にあたって —	代表世話人 宇田川 宏	1
I 「東海地区私大教職懇」結成の思い出	日本福祉大学 山田 順一	2
II 「教職課程の実態に関する調査」報告		
はじめに		4
1. 学部・学科構成と定員		4
2. 免許の種類		8
3. 教職課程履習学生数		9
4. 教職課程関連科目の開設状況		9
5. 教職課程組織・運営		19
6. 教育実習		23
7. 免許状申請の状況		27
8. 採用試験対策		27
9. 教職課程運営上の改善・留意事項		28
10. 教育実習についての配慮		29
11. 教職課程費・教育実習費の徴集		30
12. ま と め		31
III 研究会報告より		
教育実習の指導—現状と課題—	金城学院大学 二杉孝司	32
教職課程改善の試み	岐阜経済大学 酒井博世	34
IV 会員雑感		
「開放制の危機」に思う	名城大学 真野典雄	36
「内面にくいこむ」教育をめざして	江南女子短期大学 峰島厚	37
V 1984年度活動経過		38
VI 東海地区私立大学教職課程研究連絡懇談会規約		39
VII 東海地区私立大学教職課程研究連絡懇談会加盟校名簿		41
付録 「教職課程の実態に関する調査」項目		43

会報創刊にあたって

代表世話人 宇田川 宏

1983年6月、文部大臣から教育職員養成審議会に対し「教員の養成及び免許制度の改善について」諮問が行われ、83年11月に答申が出され、さらに84年3月に文部省の教育職員免許法等の一部を改正する法律案が国会に提案されました。こうして教員養成問題、なかでも私立大学の教員養成問題が大問題になり、全国私立大学教職課程研究連絡協議会もこの問題について三次にわたる態度表明を行いました。

国民の期待に応えるような教師の養成はどのように行われるべきかは、教育職員免許法の改正問題とは別に、もともと教職課程を設置している大学の大問題であり、この問題にかんする研究と情報交流のために、すでに78年に東海地区私立大学教職課程研究連絡懇談会、80年に全国私立大学教職課程研究連絡協議会が結成されました。しかし、教育職員養成審議会の答申や教育職員免許法改正案の提示は、当面臨時教育審議会の審議まらになってはいますが、私立大学にこの問題を緊急に解決することを迫りました。

東海地区私立大学教職課程研究連絡懇談会は、このような状況のなかで、84年度には活動方針に「実態調査の実施と研究会の開催」をかね、「教職課程の実態に関する調査」と3回の研究会を実施しました。そして、これもまた活動方針の一つとしてかねたとおり、ここに研究会での報告と調査結果を中心にして1984年度の会報を発行する運びとなりました。

1978年に東海地区私立大学教職課程研究連絡懇談会が発足して6年、全国私立大学教職課程研究連絡協議会の8地区のうちで、会報をもたない唯一の地区という遅れをとりもどし、ここに会員各大学のご協力をえて会報第1号を発行することになりましたことを、会員各位とともに心から喜ばたいと思います。そして、今後はこれを手掛りに、研究活動と情報の交換をさらに強化し、それらを反映する充実した会報を発行し、本会の活動が会員各大学の教職課程改革に資するものになるよう努力していく所存です。なにとぞ宜しく願い申し上げます。

(日本福祉大学)

I 「東海地区私大教職懇」結成の思い出

日本福祉大学 山田 順一

「東海地区懇談会」結成のきっかけは言うまでもなく、関東地区協議会設立準備委員会からの呼びかけであった。昭和51年の日本教育学会の確認にそって関東地区が昭和53年4月に第1回総会を開らく予定との連絡が、日本福祉大学の沢勝教授の下に届けられたのは、昭和52年8月のことであった。東海地方もご他聞に洩れず教職課程は弱体で、専任すら満足にそろっておらず、殆んどが日常業務に忙殺され、研究はおろか近辺大学との情報交換すらできない状況であったが、ただ教育実習に関しては愛知県に関する限り、県及び名古屋教委と私大協会、私立短大協会などにより自主的な実習校調整機関が早くから組織され、比較的スムーズに実習校の協力が得られていたので、その点だけから言えば新しい組織作りの切実感が弱かったとも言える。しかし事態が単なる教育実習の問題だけでないことは明らかであったので、早速この地方にも教職課程の研究組織をとということで、愛知淑徳大学の安藤五郎教授と私が呼びかけ人となり、二人で組織づくりに着手したという次第であった。しかし、当初はもちろん事務局員などいるわけではないから、二人で愛知会館のロビーを使い、多少の準備金を出しあって呼びかけ書の起草や名簿作り、発送、地元機関への根まわしなどを行った。会の主旨説明に対し、県・市教委は黙認承諾の形で、また有力学長は「特に賛成はしないが主旨は了承」という程度で、比較的好意的回答を得たが、根まわしにはかなり気を使ったことを憶えている。

かくて東海3県を中心とする大学27校、短大44校に全国の情勢と中部地区懇談会結成の主旨をまとめた「呼びかけ」送付も終り、それに対して大方の賛同も得たので昭和53年11月、日本福祉大学で第1回懇談会を開くことに成功した。当日の出席校は賛成大学22校、短大18校のうち、大学15校、短大9校で必ずしも多くはなかったが、従来全く孤立状態にあった東海地方としてはまづまづの成果であったといえよう。第1回懇談会では主に規約原則が審議され、

- (1) 会の目的、主旨については関東地区をモデルとすること。
- (2) 加盟は大学加盟を原則とするが、東海の場合は大学加盟が困難な大学も多いから、個人の有志加盟の途をのこし、将来の組織拡充の足がかりとすること。従って、会費は大学加盟年額3,000円、個人加盟1,000円とすること。
- (3) 「中部地区」と呼ぶが当面は東海三県の私大、私立短大を対象とすること。
- (4) 将来は国公立大学にも呼びかけ、会本来の研究目的を達成するよう努めること。

の4点が決定され、徐々に会の具体的なイメージが浮び上がってきたのであった。

しかし世の中は非情である。漸く会が第一歩をふみ出そうとした昭和54年、当初より会結成の中心として尽力してこられた安藤五郎代表世話人が、第2回懇談会総会後の5月2日、突如風邪のために急逝されてしまった。葬儀の5月4日は五月晴れの日であったが、岡崎市万徳寺の庭に立ってこれまでのご苦労に感謝し、ご冥福を祈るとともに、親を失った子どものように茫然自失したことを今でもありありと思い出す。

第3回懇談会はこの年、新潟大学で開られた「教育実習改善推進協議会」の報告を中心に少しづつ

教職研究という本来の方向にむけ歩みはじめた。また安藤委員の後任としては、名城大学江尻教授の推薦もあって、椋山女学園大学の秋元照夫教授 にお願ひし、ご承諾を得ることができたが、この頃より役員のローテーションを確立してゆく必要性が次第にたかまってきたように思う。それは何んとしても懇談会規約では充分な活動はできなかったし、特に全国協結成の動向がはっきりしてくるにつれて、固定的な役員では仕事が進まなくなったからであった。昭和54年11月の第4回懇談会では全国協準備会の原案が審議されたが、(1)短大が含まれない組織は賛成できない。(2)地方の特殊性をもっと尊重すべきだ。(3)加盟は懇談会一括でなく、個別にすべきだ。等々の意見があり、全国協加盟にはかなりの懇談会の規約改正が必要なが判ってきた。しかし、会員の大局的見地からの協力で、今日のごとく規約改正が行われ、名称も「中部地区」では実体を表わさないの、将来「北陸地区」ができることを考慮し、「東海地区」と改称して全国協に加盟する途をつくったのであった。

もちろん、このようなわれわれの考え方に対し、「中部は教職課程改革の緊急性・重要性の認識が甘いのではないか」「運動体として、もっと全国協に協力すべきではないか」というような声もあったとは聞いているが、ものには発達の段階があり、当時としては、これが精一杯であった。幸い全国協代表幹事各位の理解あるとりはからいで、その後会も発展し続けていることを喜んでいる。

(2月14日記)

Ⅱ 「教職課程の実態に関する調査」結果報告

はじめに

本会では、1984年度の事業の一つとして、東海地区の大学および短大における教職課程について、その実態の把握と情報の交流をおこなうとともに、今後の研究課題を析出するために、研究部を中心に実態調査を実施したが、その結果がまとまったので概要を報告する。

調査は、愛知・岐阜・三重3県下で教職課程を設置している大学(27校)、および短大(41校)を対象にして、1984年5月28日付で質問紙を郵送し、6月15日回答締切りで実施した。その結果、大学23校、短大23校から回答があり、それにもとづいて集計分析した。

調査結果の集計作業は、結果の一覧化、項目別集計の形で進め、1月22日(土)の研究会で中間報告をおこなった。とくに、今回の実態調査は、本会でははじめての調査でもあり、また各大学、短大の実情が多様であるために質問項目や様式に不適切や不十分な点が若干あったが、ひとまず基礎資料として有意義な成果を収めることができた。

なお、結果の公表については、ご協力いただいた各機関の諸事情を考慮し、資料の取扱いにおいて数値化や類型化による整理を中心におこなったために、個別具体性に欠ける傾向は免れ得ない。また、集計、分析作業を分担したために、報告全体の統一が十分でないところも見られるが、事情を賢察のうえ承知していただきたい。報告の内容等について不明の点やご意見があれば研究部まで問合せ、または教示いただければ幸いである。

最後に、ご協力いただいた各大学、短大、および関係者の方々にお礼申し上げます。

(研究部 渡辺 正)

1. 学部・学科構成と定員

この項目については、参考のため、各大学、短大の現状をそのまま紹介します。

なお、学部・学科構成、定員数いずれも、昨年回答時のものです。

(1) 大学の部

1) 愛知大学(1,380)

法経学部第1部 800 (法200, 経済300, 経営300)

同2部 400 (法200, 経済200)

文学部 180 (哲30, 社会40, 史40, 文70)

2) 愛知学院大学(1,940)

文学部 280 (宗教80, 心理100, 歴史100)

商学部 1,000 (商500, 経営500)

- 法学部 500 (法律500)
- 歯学部 160 (歯160)
- 3) 愛知工業大学 (960)
- 工学部 960 (電気工学120, 電子工学120, 応用化学120, 機械工学120,
経営工学160, 土木工学120, 建築学120, 建築工学80)
- 4) 愛知淑徳大学 (800)
- 文学部 800 (国文400, 英文400)
- 5) 岐阜経済大学 (300)
- 経済学部 300 (経済300)
- 6) 岐阜女子大学 (170)
- 家政学部 70 (家政・家政学専攻20, 同・食物栄養学専攻20, 住居30)
- 文学部 100 (英文50, 国文50)
- 7) 金城学院大学 (400)
- 文学部 240 (国文80, 英文80, 社会80)
- 家政学部 160 (家政80, 児童80)
- 8) 皇学館大学 (500)
- 家政学部 300 (食物150, 被服150)
- 文学部 200 (国文100, 英文100)
- 9) 椋山女学院大学 (500)
- 家政学部 300 (食物150, 被服150)
- 文学部 200 (国文100, 英文100)
- 10) 聖徳学園岐阜教育大学 (150)
- 教育学部 150 (初等教育課程60, 中等教育課程国語専攻20, 同社会30, 同数学20,
同音楽20)
- 11) 大同工業大学 (280)
- 工学部 280 (機械工学120, 電気工学80, 建築工学80)
- 12) 中京女子大学 (150)
- 体育学部 50 (体育50)
- 家政学部 100 (児童50, 食品栄養50)
- 13) 同朋大学 (150)
- 文学部 150 (仏教30, 国文40, 社会福祉80)
- 14) 名古屋学院大学 (500)
- 経済学部 500 (経済300, 商200)

- 15) 名古屋経済大学 (200)
 経済学部 200 (消費経済100, 経営100)
- 16) 名古屋芸術大学 (230)
 音楽学部 110 (声楽15, 器楽35, 音楽教育60)
 美術学部 120 (絵画45, 彫刻15, デザイン60)
- 17) 名古屋商科大学 (550)
 商学部 550 (商200, 産業経営200, 経営情報150)
- 18) 名古屋女子大学 (280)
 家政学部 280 (食物学専攻70, 管理栄養士40, 児童教育120, 児童学50)
- 19) 南山大学 (1,040)
 文学部 240 (神10, 哲15, 人類25, 教育20, 英語学英文60, 仏文学仏文30
 独文学独文30, 国語学国文50)
 外国語学部 200 (英米150, イスパニア50)
 経済学部 200 (経済200)
 経営学部 200 (経営200)
 法学部 200 (法律200)
- 20) 日本福祉大学 (800)
 社会福祉学部1部 450
 同2部 200
 経済学部 200
- 21) 名城大学 (2,840)
 法学部 600 (1部400, 2部200)
 商学部 400 (商200, 経済200)
 同2部 200 (商200)
 理工学部 840 (数50, 同2部50, 電気工学80, 同2部80, 機械工学80, 同2部80,
 交通機械80, 同2部50, 土木工学80, 同2部50, 建築80, 同2部80)
 農学部 160 (農80, 農芸化学80)
 薬学部 240 (薬160, 製薬80)
 短期大学部商学科 80
- 22) 東海女子大学 (200)
 文学部 200 (英米文化100, 人間関係100)
- (2) 短大の部
- 1) 愛知淑徳 (700)
 家政300, 国文200, 英文200

- 2) 愛知女子短大 (660)
人文180, 経営180, 家政150, 服装150
- 3) 愛知大学短大部 (270)
文150, 生活120
- 4) 曉学園 (270)
家政・被服専攻40, 同食物80, 初等教育50, 幼児教育1部50, 同2部50
- 5) 市邨学園 (700)
商経250, 家政250, 保育200
- 6) 稲沢女子短大 (340)
家政1部100, 同2部40, デザイン美術50, 幼児教育1部50, 同2部100
- 7) 岡崎女子短大 (400)
幼児教育1部200, 同2部150, 初等教育50
- 8) 江南女子短大 (265)
生活科学1部75, 同3部40, 児童教育1部100, 幼児教育3部50
- 9) 光陵女子短大 (150)
国際教養150
- 10) 正眼短大 (30)
宗教30
- 11) 鈴鹿短大 (700)
家政200, 同3部300, 商経200
- 12) 中京女子大学短大部 (100)
体育50, 家政50
- 13) 中部女子短大 (240)
英文40, 商50, 初等教育50, 幼児教育100
- 14) 東海学園女子短大 (550)
家政250, 英文200, 国文100
- 15) 名古屋自由学院短大 (430)
保育150, 文・国文専攻50, 同英文専攻50, 音楽80, 児童教育50, 同2部50
- 16) 名古屋造形芸術短大 (260)
造形芸術240, 専攻科20
- 17) 名古屋短大 (500)
保育200, 英語150, 教養150
- 18) 南山短大 (300)
英文200, 人間関係100

3. 教職課程履習学生数

大学の部	短大の部
① 延べ数別集約	① 延べ数別集約
～ 100人 3校	～ 50人 3校
～ 300 6	～ 100 4
～ 500 2	～ 200 3
～ 800 3	～ 300 4
～ 1,000 2	～ 400 3
～ 1,500 3	～ 500 2
1,500以上 3	～ 600 1
	1,000以上 2

(酒井博世)

4. 教職課程関連科目の開設状況

(1) 4年制大学について

- 1) 免許法上の必置科目「教育原理」「教育心理学」「青年心理学」「教科教育法」「道徳教育の研究」「教育実習」について

① 開講状況

- 「教育原理」「教科教育法」「教育実習」は、すべての大学が開講している。
- 「道徳教育の研究」についても、免許法上の必置となる大学はすべて開講している。
- 「教育心理学及び青年心理学」の開講形態は、下記のように多様である。

1. 「教育心理学」「青年心理学」ともに開講	16 大学
2. 「教育心理学」「青年心理学」を1セットにして開講	2 大学
3. 「教育心理学」のみ開講	5 大学
4. 「青年心理学」のみ開講	0 大学
計	23 大学

② 開講科目の単位数

- 免許法上の最低修得単位数を備考に示したが、「教育原理」等の3単位については、多くの大学が4単位としている。
- 「教育心理学及び青年心理学」についても、1科目で4単位、2科目で合計4単位としている大学が多い。

- 「道徳教育の研究」についてのみ、免許法上の最低修得単位数2単位に即している。
- 「教育実習」は、免許法上の最低修得単位数2単位を、8大学がオーバーしている。しかし、そのうちの3大学は、2種の免許のために、2種の「教育実習」を課している大学である。

科目	単位数						計	備 考
	5以上	4	3～4	3	2			
教育原理		大学 19	大学 1	大学 3	大学	大学 23	中一・高二普 3単位	
教育心理学		11	1	2	7	21	} 3単位	
青年心理学		3	1	1	11	16		
「教育心理及び 青年心理学」		2				2		
教科教育法		17	1	4	1	23	中二・高二普 2単位 3単位	
道徳教育の研究					21	21	中一普 2単位	
教育実習	(7単位) 1大学	3	1	3	18	26	中一普・高二普 2単位 3大学が2単位、4単位を2種開講	

③ 必置科目の「選択・必修」の別について

- 選択科目としているのは下記のみであり、ほとんどが必修科目となっている。

「教育心理学」「青年心理学」のいずれか1つ	2 大学
「教育心理学」を選択(但し、「教育心理学」は必修)	1 大学
「道徳教育の研究」を選択	3 大学

④ 必置科目の必修単位数の合計

- 必修単位数の分布状況は、下記のとおりであり(但し、3～4単位は3.5単位とし、実習を2種開講しているところは、多い方を採用)、各大学の平均必修単位数は、16.25単位である。

必修単位数	21単位	18.5	18	17	16	15	14	12	11	計
大学数	1大学	1	5	2	8	1	2	1	1	22大学

- 参考までに、免許種類別の免許法上の最低修得単位数を紹介する。

中一普 13単位、 中二普 9単位、 高二普 11単位

- アンケート回答校は、中二普のみ1校、高二普のみ1校、中一普及高二普が21校と考えられるので、その免許法上の最低修得単位数の平均は、12.7単位となる。したがって、各大学は、必置科目で、1校平均約3.5単位、免許法上の最低修得単位数以上を課していることになる。

⑤ 開 講 時 期

- 下記のように多様であるが、おおむね2, 3年次に集中している。
- 1年次に「教育原理」等を開講しているところが少しある。また「教育実習」は、4年次に集中しており、2種開講している大学などが3年次, 3~4年次に開講している。

	1年次	1~2年次	2年次	2~3年次	3年次	3~4年次	4年次
教育原理	2大学	1大学	14大学	大学	6大学	大学	大学
教育心理学	2	2	10	2	5		
教育心理及び 青年心理学			1			1	
青年心理学	1	1	4	1	9		
教科教育法			5	1	15	1	1
道德教育の研究			10	1	8	1	1
教育実習					1	4	19
計	5	4	44	5	34	7	21

(注) 「教育実習」は、開講時期が異なるものを2種開講している大学が1大学ある
ので、合計24大学となっている。

⑥ 必修単位の学年別配置状況

- 下記のように散在しており、2~3年次に比較的多くなっていると言える。

単位数	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	平均単位
1年次	校 1	校	校 2	校	校	校	校 1	校	校	校	校	校	校	校	校	校	単位 4.5
1~2年次	1							1									5.5
2年次	2		6		2		3			1			2			1	7.1
2~3年次	2		2														3.0
3年次	1	2	3		4		2		2		1				2		7.3
3~4年次	3		1		1	1											3.8
4年次	12	1	2	1	1	1											2.9

2) 免許法上の必置科目以外の「教職に関する専門科目」について

- 開講状況, 単位数, 開講時期, 必修・選択の別は, 別表のようになっている。
- 開講科目で多いものは, 「教育史」(15校), 「教育社会学」(8校), 「教育行政学」(7校), 「教育方法」(6校)である。
- 単位数は, 2単位が $\frac{2}{3}$ を占める。開講時期は, 3~4年次に集中している。
- 「保育内容の研究」「教材研究」「図書館学」などは, 他の学部・学科等の免許を受講させて

いたり、別種の免許もあわせてとれるようにしていると考えられる。

○必置科目以外であるが、大学で必修科目にしているところも多い。

科目	開講校数	単位数					開講時期								必修校数
		1	2	3	4	5 単 位 以 上	1 年 次	2 年 次	2 ~ 3 年	2 ~ 4 年	3 年 次	3 ~ 4 年	4 年 次	1 ~ 4 年	
教育史	15		10		5		3	3			6	2	1		3
教育社会学	8		4		4			2		3	1	2		2	
教育行政学	7		5		2					4	2	1		1	
教育方法	6		5		1					1	3	2		1	
児童心理学	5		2		3			3		2				4	
保育内容の研究	5					$\frac{6-2}{12-3}$			2	1		1		1	3
視聴覚教育	3		3							3				1	
同和教育	2		1		1			1		1				0	
障害児教育	2		1		1					2				1	
教育哲学	2		1		1				1		1			0	
社会教育	2		2							2				0	
教育法規	2		1		1			1				1		0	
教材研究	2					$\frac{8-1}{16-1}$				1	1			2	
臨床心理学	2		1		1					1		1		0	
教育特殊講義	2	1			1							1		0	
図書館学	1					8-1		1						0	
教育評価	1		1									1		0	
学校管理	1		1							1				0	
学校制度論	1				1					1				1	
僻地教育	1		1							1				0	
人格心理学	1		1								1			0	
教育経営	1		1								1			0	
幼稚園実習	1		1									1		0	
工芸科教育法	1				1									1	
初等教育原理	1				1					1				1	
教育学演習	1	1									1			0	
教職教養演習	1		1							1				0	
計	77	2	43		24		3	10	4	1	31	14	11	1	21

○ 1校あたりの開講科目数の分布は、下記のようになる。1校平均3.4科目開講しており、単位数にすると1校平均11.5単位である。

科目数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
校数	4	4	5	3	1	3	1	1	0	0	0	2

○ 必修科目にしている大学は8校で、1校平均2.63科目である。その8校のうち、「必置科目以外の教職に関する独自の専門科目」をすべて必修にしている大学が3校、他は、選択科目も開講している。

(2) 短期大学について

- 1) 免許法上の必置科目、「教育原理」「教育心理学」「青年心理学」「児童心理学」「教材研究」「教科教育法」「保育内容の研究」「道徳教育の研究」「教育実習」について

なお、短大の場合は、免許法上、下記のようになるので記しておく。免許種別でかなり異なっており、免許種別ごとに統計をとることが望ましいが、ここではできなかった。

〈短大の免許法上の最低修得単位数〉

	教育原理	教育心理 児童心理	教育心理 青年心理	教材研究	教科 教育法	保育内容 の研究	道徳教育 の研究	教育実習	計
小二普	2	2		12			1	4	21
中二普	2		2		2		1	2	9
幼二普	2	2				8		4	16

① 開講状況

- 「教育原理」は、すべて(22/22校)が開講している。
- 「教育心理学」「青年心理学」「児童心理学」については、免許種別に異なることもあって、多様な形態となっている。

「教育心理学」「青年心理学」「児童心理学」すべて開講	8校
「教育心理学」「児童心理学」を開講	3校
「教育心理学」「青年心理学」を開講	3校
「教育心理学」「青年心理学」を1セットにして開講のみ	1校
「教育心理学」「青年心理学」を1セットにしたものと、「児童心理学」を開講	1校
「教育心理学」のみ開講	5校
「青年心理学」のみ開講	1校
	22校

- 「教材研究」「教科教育法」「保育内容の研究」についても、免許種別に異なることもあって多様な形態となっている。

「教科教育法」「教材研究」「保育内容の研究」すべてを開講	1校
「教科教育法」「保育内容の研究」を開講	6校
「教科教育法」「教材研究」を開講	0校
「教材研究」「保育内容の研究」を開講	2校
「教科教育法」のみ開講	11校
「保育内容の研究」のみ開講	2校
「教材研究」のみ開講	0校
	22校

- 「道德教育の研究」は、 $\frac{20}{22}$ 校が開講している。
- 「教育実習」は、すべて($\frac{22}{22}$ 校)が開講している。そのうち2種類の実習実施校は5校である。

② 開講科目の単位数、開講校数

- 単位数の分布状況は、別表のようになっている。
- 「教育原理」「教育心理学」「青年心理学」「児童心理学」「教科教育法」については、ほとんどの短大が免許法上の最低修得単位数となっている。
- 「教材研究」「保育内容の研究」については、開講校のほとんどが免許法上の最低修得単位をオーバーして開講している。
- 「道德教育の研究」も、免許法上の最低修得単位数は1単位であり、 $\frac{2}{3}$ の短大が2単位としている。
- 「教育実習」は、2単位の短大が約半数を占めるが、2種の免許を出しているところでは、各々にとらねばならないこともあり、多い単位数となっている。
- 科目による開講校は、免許種別により異なり、多様である。

単位数	1	2	3	4	6	8	10	12	14	16	18	単位数の平均	開講している短大
教育原理	校	校 20	校 1	校	校 1	校	校	校	校	校	校	2.2	校 22
教育心理学		18			1							2.2	19
青年心理学		12										2.0	12
「教育心理及び青年心理学」		2										2.0	2
児童心理学		10		2								2.3	12
教材研究										3		16.0	3
教科教育法		17		1								2.1	18
保育内容の研究		1				1	5	2		1	1	10.7	11
道徳教育の研究	7	13										1.7	20
教育実習		12		5	5							3.4	22

③ 必置科目の「選択・必修」の別

○以下を除いてすべてが必修科目とされている。ほとんどが必修科目と言える。

「青年心理学」(但し、「教育心理学」は必修)	3 校
「教科教育法」(但し、「保育内容の研究」は必修)	1 校
「児童心理学」(但し、「教育心理学」は必修)	3 校
「保育内容の研究」(但し、12 単位開講中の3 単位のみ選択)	1 校

④ 必修科目の必修単位数の合計

○必修単位数の短大ごとの分布状況は下記のようになっている。1 校平均 20.0 単位である。

○参考までに、免許種別に免許法上の最低修得単位数を紹介すると、

小二普 21 単位 中二普 9 単位 幼二普 16 単位 となる。

○アンケート回答校は、中二普のみ 11 校、幼二普のみ 8 校、小二普と幼二普 3 校と考えられるので、その免許法上の最低修得単位数の平均は 13.7 単位となる。したがって、1 校平均で約 6.3 単位、免許法上の最低修得単位をオーバーして課していることになる。

必修単位数	9	10	11	12	20	21	24	26	27	28	30	37	43	46	1 校平均
校数	2	5	1	3	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	20.0 単位

⑤ 開講時期について

○下記のように、散在して分布している。ただ 4 年制大学とくらべて、1 年次のものが半数をこえている。2 年間という短い期間のためであろう。

	1 年 次	1～2年次	2 年 次	備 考
教 育 原 理	17 校	1 校	3 校	1 校不明
教 育 心 理 学	8	4	7	
青 年 心 理 学	6		6	
教育心理及び 青年心理学	1			1 校不明
児 童 心 理 学	8	2	1	1 校不明
教 材 研 究		3		
教 科 教 育 法	8	2	7	1 校不明
保育内容の研究		9	1	1 校不明
道徳教育の研究	10	1	7	2 校不明
教 育 実 習		3	18	1 校不明
計	58	25	50	

⑥ 必修単位の学年別配置状況

○下記のように分布している。短い期間であり、1，2年次まんべんなく分布している。

単 位 数	2	3	4	5	6	7	8	10	12	15	18	20	22	24	26	30	32	平均単位数
1 年 次	校 2	校 5	校 2	校 5	校 2	校 4												単位 5.5
1～2年次	1		1			1	2		1		1		1	1	1	1	1	16.5
2 年 次	5	1	2		7		1	1	1		1		1					6.7

2) 免許法上の必置科目以外の「教職に関する専門科目」について

- 開講状況，単位数，開講時期，選択・必修の別は，下記のようになっている。
- 開講校数の多いものは，「教育史」（9校），「障害児教育」（5校），「図書館学」（5校），「教育法規」（5校），「教育方法」（4校）となっている。4年制大学とくらべると，「障害児教育」「図書館学」が上位にはいっている。
- 科目数の種類は15種類で，4年制大学の27種類の約半分である。
- 単位数は2単位が大半を占める。開講時期は散在している。
- 必置科目以外であるが，短大で必修にしているところは多い。

	開講 校数	単 位 数				開 講 時 期			必修校
		1	2	4	5以上	1年	1~2年	2年	
教育史	9	1	8			6		2	7
障害児教育	5	1	4				1	4	
図書館学	5		2		8-3		2	2	
教育法規	5	2	3			2	1	1	3
教育方法	4	1	3			1	1	2	2
社会教育	2		2			1		1	
視聴覚教育	2	1	1					2	
同和教育	1		1					1	
教育哲学	1		1					1	
教育評価	1	1				1			
児童福祉	1		1			1			
学習指導	1		1			1			
教職ゼミナール	1	1						1	
ゼミ	1		1				1		1
養護実習	1		1					1	
計	40	8	29			13	6	18	13

- 1校あたりの開講科目数の分布は下記のようなになる。1校平均1.8科目，単位数にして平均4.1単位である。いずれも4年制大学の半分以下である。
- 必修科目にしている短大は11校で，1校あたり1.18科目である。そのうち，4短大は，「必修科目以外の教職に関する独自の専門科目」をすべて必修科目にしている。他は選択科目も開講している。

科目数	0	1	2	3	4	5	6	7	8
校数	6	3	10	0	1	1	0	0	1

〈教職に関する専門科目について〉

「教職に関する専門科目」については，昨年発表された免許法改正案との関係が問題となる。臨教審でも早くに教員養成についての答申が出されそうであるが，基本的には昨年の改正案がいかされるであろう。

これらの動向に対して現状はどうか，さらに全国私教協の声明等で述べられているように，この機をいかして教職課程の充実をはかっていくという視点から，集計に示された現状にいくつ

か問題提起する。

第一は、教職専門科目の必修単位数についてである。現状を免許法上の最低修得単位数と比較すると、4年制大学でプラス15.0単位（必置科目3.5単位、独自科目の必修単位11.5単位）、短大でプラス10.4単位（同6.3単位、同4.1単位）となっている。すなわち、免許法改正案にもりこまれた必修単位数増を、ほとんどの大学、短大はすでに実施していることになる。したがって、今後の主要な課題は、現在各大学、短大で、免許法上の最低修得単位数以上に開設している科目内容の充実にあると言ってよいであろう。

第二に、その各大学・短大で独自に開設している教職専門科目についてのべたい。その傾向は、集計結果に示されているように、教育史、教育社会学、教育行政学などのように、従来の教育学研究の分野に即した原理的なものが主流をしめている。すなわち、学級経営論や生活指導論などのように教育現場に即したことを理論化していく科目が少ないとみることができる。免許法改正案や採用試験の改訂にあたって、現在の非行等に対処していける教師、個性的で人間的ふれあいを強調する、など現場の要求が一面でストレートにもちこまれているが、しかしそれを批判的にみるにしても、その要請に応えうる科目はほとんど開設されていない。非行問題等についても、技術論や表面的な対応ではすまされない、教育の本質論に立ち入った検討が求められているだけに、その本質論を日常的な教育活動から学んでいけるような科目が必要であろう。例えば、集団や自治の教育力などを内容とする科目が求められている。

さらに第三に、他の専門科目と教職専門科目との関連についてのべる。これは開放制の利点をカリキュラム上にどう具体化するかという課題であろう。しかし集計結果をみてのとおり、専門科目と教職専門科目を結びつけるものはほとんどない。専門の特殊性をあえてさがせば、教科教育法にでているぐらいである。免許法改正案では実質的に開放制が否定されてしまうといった論議はあったが、この集計結果をみる限り、専門で学んだ真理や科学を子どもに即して教えるためのつなぎをするような科目はみあたらない。どのようにすべきかは今後の課題であろうが、例えば社会科学史や科学史、認識の発展と科学の発展などを内容とするような科目を今後充実していかなければならないであろう。

（峰 島 厚）

5. 教職課程組織・運営

(1) 大学 — 23 提出大学のうち 21 大学の集計（2 大学は記入不備）

5. 組織の存否	イ. ある 20	ロ. ない 1	ハ. 検討中 1
(1) 名称	<ul style="list-style-type: none"> ・教職課程委員会 12 ・教育実習委員会など 2 ・教職課程部 1 ・教務委員会 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職指導委員会 3 ・教職課程担当者会議 1 ・教職指導室 1 ・解答なし 3 	
(2) 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・教務部・教務委員会所属 4 ・各学部教授会の下部組織 2 ・準学部的存在（教授会がない） 1 ・各科・教養にも属さず，予算も独立 1 ・学生部の下部 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種委員会の1つ 3 ・特別委員会 2 	
(3) 規定	イ. ある 14	ロ. ない 6	ハ. 解答なし 3
(4) 構成員	<ul style="list-style-type: none"> ① 教職課程委員長，経済学部長，教務部長，委員—学長委嘱 ② 教務部長，教務課長，教職課程担当者など ③ 室長主任，教職係（教職課程のある学科・専攻より1名） ④ 教職課程担当者，教務委員，教職担当職員 		
(5) 審議事項・権限	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の進退 ・教職課程全般（大部分はこのような内容） ・教員採用試験への対応 		
(6) 担当事務の所管	<ul style="list-style-type: none"> ・室長と事務官3名 ・教務部 or. 学生課 ・学部事務から独立した教務部（教職課程と入試中心） 		

1) 開放制の教員養成では，教職課程が全学の教学のなかに組織上きちんとした位置を占めていて，その意見や要求が十分に受け止められ実現されていくように運営されているかどうかの問題になる。

2) 名称の上では「教職課程委員会」が12と半数を越えているが，その位置づけと権限が問題になる。たとえば，人事まで取り扱うところは1校だけである。

また，「準学部的存在（教授会が存在しない）」「各科・教養にも属さず」というとき，教職課程についての全学的な合意を形成するための教授会との関係がどのようになっているかが問題になる。「教職課程部」という準学部的な組織で運営している大学では，各学部の学部長を含む13名で構成される「教職課程委員会」がある。

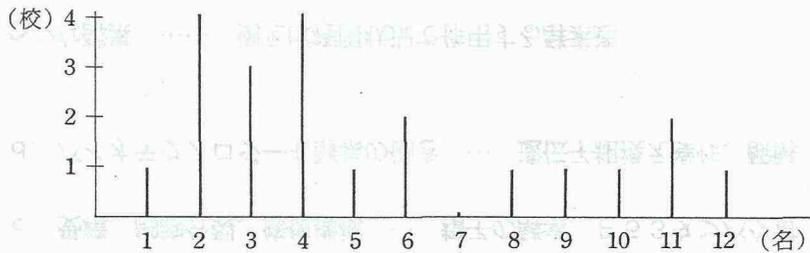
3) 構成員がどのようになっているかは，学内での位置の軽重と教職課程運営に相応しいかどうかという2つの点で問題になる。

「(4)構成員」では、①が全学に目配りした構成であるとすれば、③④は直接の担当者を中心にした構成である。

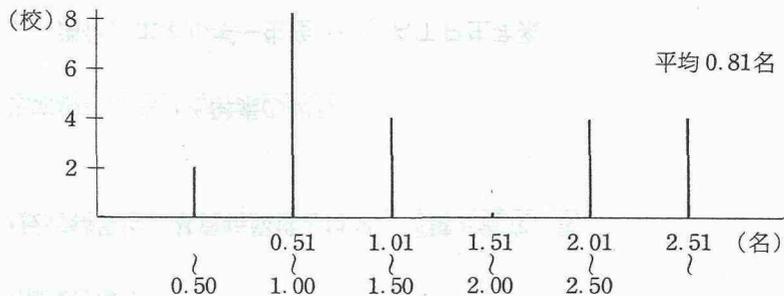
4) 教職課程を充実するには、事務局体制をどう整えるかが課題になるであろう。

6. 教職課程担当教員数

教職専門科目担当教員数(学生数に関係なく、非常勤を除き1校に何人いるか)



学生100名当たりの教職専門科目担当教員数(非常勤を除く)



1) 教職課程に在籍する学生数は次のようであるから、教員数の単純な比較はあまり意味がないと思うが、参考のために教職専門科目を担当している専任の教員数をグラフにしてみた。設問の趣旨がやや不明確で混乱を招いたようであったが、非常勤を除いて専任教員が何人いるかを明らかにすることにした。

~ 250	251 ~ 500	501 ~ 1000	1001 ~ 1500	1501 ~ 2000	2001 ~
7 校	4 校	5 校	2 校	2 校	1 校

2) 学生100名当たりの教職専門科目担当教員数では、平均値に近い0.51~1.00名のところに集中しているのは当然として、山が2つになっていることに注目したい。右側の山はほとんど学生数250名以下の大学である。

7. 教職の単位は卒業要件に含まれているか。	イ. 含まれている(教育学部) 1 ロ. 学科によって 6 ハ. 資格単位 17
------------------------	--

3) 設問では教科専門と教職専門の区別が明確でないが、解答者はだいたいにおいて教職専門を頭において解答しているようである。

しかし、開放制の教員養成では、大学によっては(とくに総合的な大学では)教科専門のみではなく教職専門についても、卒業要件との関わりが今後ますます問題になるだろう。

(宇田川 宏)

(2) 短 大 22短大

5. 組織の存否	イ. ある 14 ロ. ない 7 ハ. 検討中 1
(1) 名 称	<ul style="list-style-type: none"> • 教職課程委員会 4 (うち学部と共通 2) • 教育実習委員会 5 • 教育実習指導委員会 1 • 実習運営委員会と教職課程会議 1 • 資格担当者会議 1 • 教務委員会 1 • その他 1 • 回答なし 8
(2) 位 置 付 け	<ul style="list-style-type: none"> • 単独委員会 7 • 教務・学生課(部) 2 • 部局として独立 1 • 教務委員会所属 2 • 回答なし 10
(3) 規 定	イ. ある 4 ロ. ない 10 • 回答なし 8
(4) 構 成 員	<ul style="list-style-type: none"> • 教職課程担当者中心 7 • 各科教授会選出者, 担当者 3 • 学科長, 部長, 担当者 2
(5) 審議事項・権限	<ul style="list-style-type: none"> • 協議立案, 教授会報告承認 5 • 教職課程全般について審議, 運営 3 • 教務委員会で承認 2 • 運営, 実施(教授会審議) 1
(6) 担当事務の所管	<ul style="list-style-type: none"> • 教務課(部) 8 • 教務・庶務課(部) 2 • 学務課 1 • 研修課 1

1) 組織の存否

- ① 短大の場合は、設置されている学科構成の性格にもとづき、とくに教職課程に関する組織を置いていないものが比較的多い。
- ② 組織がある場合でも、教育実習に関する内容を中心にするものが多い。

③ 単独の組織がない場合は、教務委員会などで担当されているものと思われる。

2) 位置付け

① 教授会のもとでの単独委員会の形態をとるものが多い。

3) 規 定

① 規定のない場合が多い。その運営はどのように行われているか、実態を明らかにする必要がある。

4) 構 成 員

① 担当者を中心にした構成が多い。各短大における教職課程の位置付け。

② 各短大における教職課程の位置付けや考え方によって構成員の重点の置き方も違ってくものと思われる。

5) 審議事項

① 委員会で立案し、教授会もしくは教務委員会で報告・承認の形をとるものが多い。

② 相対的に独立した権限をもつ委員会は少い。

※ 全体として、短期大学の場合は、学科構成とその性格上、教職課程を独立したものとして組織、運営する程度が大学に比して低く、学科の教務関係の中で取り扱われている傾向が強い。したがって、教職課程に関する業務のなかで、実習の実施に関する部分を中心にした内容をもつ組織となっている場合が多い。

6) 教職課程科目担当教員

担当教員およびその科目については、保育、児童教育、幼児教育など、資格取得を主たる目的とする学科を構成する短大が多いため、特定の教職専門科目に限らず、広い範囲にわたって関わることになる。したがってその実態は、各短大の学科構成によってきわめて多様であり、統一した基準で類型、整理することが難しい。

(3) 課 題

1) それぞれの大学、短大の諸条件（規模・学部・学科構成等）や教職課程の位置づけなどにより教職課程組織は多様であるので、事例的に検討する必要がある。

2) 教員免許法改正等の教員養成制度の改善の論議や教育現場の実態をふまえて、各大学で組織の整備・充実をはかるために、共同研究をすすめる必要がある。

3) 各大学におけるカリキュラム全体のなかでの教職課程関連科目の位置づけの明確化と、その担当教員組織のあり方、充実について検討する必要がある。

（渡 辺 正）

6. 教育実習

(1) 附属学校・指定協力校に関わる問題について

	附属学校	指定協力校	一般学校
四年制大学	212名 (4.3%)	694名 (14.2%)	3,978名 (81.4%)
短期大学	1,017 (22.1)	444 (9.7)	3,138 (68.2)
計	1,229 (13.0)	1,138 (12.0)	7,116 (75.0)

1) 実習校を、当該大学の附属学校、指定協力校、およびその他の一般学校に区分し、実習生の数によって、それぞれの学校が教育実習に占める比重をまとめたものが、上の表である。四年制で81.4%の学生が、短大で68.2%の学生が、一般学校で教育実習を行なっている。

それぞれの大学と一般学校とのよほど綿密な研究・協力を前提としない限り、教育実習の指導という観点からみて、現状の問題は大きい。

2) しかもこのデータより、実状はさらに大きな問題を抱えているように思われる。

第一に、附属学校に実習に行く大部分の学生は附属出身の学生で、むしろ「母校実習」の原則にしたがって附属で実習する、と見る方が妥当であろう。

第二に、附属学校・指定協力校の占める比重は大学ごとの相違が著しく、すべて一般学校で実習を行なっている大学も決して少なくない。

さらに指定協力校については、必ずしも内実が明確でなく、大学ごとの理解の違いもあるように、アンケートの集計からは受けとれた。

3) 教育実習が十全な効果を上げるためには、大学と実習校との連携ある指導が必要である。そのためには、これだけの比重を占める一般学校と大学が、その名称はともかく実質的に協力できる体制をつくり上げることが必要だろう。またそのためにも、附属学校・指定協力校での実習の内容を一層改善して行く努力が必要とされている。

(2) 教育実習に参加するための単位数、履修科目等の条件

	四年制大学	短期大学	計
イ. な い	8	9	17
ロ. あ る	14	11*	25
N. A.		2	2

* このうち1大学は、条件の内容について無回答。

- 1) 上記の表の通り、半数を超える大学が条件をつけている。条件の内容は多岐にわたるが、①条件の範囲を教職に関する専門科目に限定しているか、カリキュラム全般に及ぶのか。②単位取得を条件とするか、成績の良否を条件に含むのか、という二つの視点で分類してみると、次の表のようになる。

	教 職 専 門 に 限 る	全 般 に 及 ぶ
単 位 の み	15**(四年制9, 短大6)	6 (四 3, 短 3)
成 績 を 含 む		3 (四 2, 短 1)

** このうち8(6, 2)大学が、教育原理の履習のみを条件としている。

- 2) 条件を付する実際的な理由は十分に想像できるが、学生の学習権を軸に原則的に考えると、検討すべき課題もあるように思う。

第一に、教育実習も大学が開講する科目である。様々な理由があるにせよ、学生の意志に反して履習を拒むことは、学習権の侵害にならないか。

第二に、たとえ「A」にせよ「C」にせよ、単位取得に変わりはない。成績によって履習資格を奪うことは、現行の単位制度と矛盾するのではないか。

第三に、履習に条件を付す最も説得力のある理由は、カリキュラムの順序性を根拠とするものである。たとえば教科教育法を履習してから教育実習に参加する、という具合に。ただしこの場合でも、順序性がどれだけ確かなものか十分な検討が必要である。

また諸々の理由により参加を認めない場合でも、当該学生が将来履習可能となるような実質的な配慮が求められているように思う。

- 3) 逆に条件を設けない場合、人数やいわゆる実習生の資質などに、どんな問題がおきているのか、いないか。十分な検討が必要だろう。
- 4) 条件の内容として、少数ではあるが「面接指導」、「日常生活」があげられていることにも注目しておきたい。

(3) 教育実習の事前指導

- 1) 特別な事情をもつ短大一つを除いて、すべての大学で事前指導が行なわれている。

その半数はガイダンスだが、まず回数に注目して分類してみると、

- ① 「教職演習」等の名称で、時間割に組みこまれている大学…………… 9大学(四4, 短5)
- ② 3～7回程度のガイダンス…………… 4大学(四3, 短1)
- ③ ガイダンスが行なわれているが、回数が明示されていない大学…………… 23大学(四11, 短12)

となり、大学ごとのガイダンスの密度は相当に異なる。

時間数だけについていえば、一般的に言って多い方が望ましいだろうが、それだけに目を奪われず、むしろ内容上の交流・検討を行ないながら、適切なガイダンスの形態を探ることが必要と思う。

2) オリエンテーションの他に、「指定校訪問指導」、「観察指導」、「指導教官制」、「モデル授業」など創意的な試みが多様に行なわれている。今後、交流し研究して行きたい。

(4) 教育実習の事後指導

1) 事後指導を行っていないとする回答が、6大学(四2, 短4)ある。また内容的には反省会(25大学, 四11, 短14)が中心となっている。反省会については内容の吟味が必要だが、全体として、事前指導に比べて事後指導がうすい、という印象は否めない。

教職課程の一環としての教育実習にとって重要なことは、いかに上手に実習をしてきたかということではなく、どれだけ多くのことを実習から学べたのかということであり、どれだけたくさん学習課題を発見できたのかということであるだろう。とすれば、事後指導の改善に私たちは一層努力する必要がある。

2) 反省会につぐものとして、7大学(四5, 短2)でレポートを課している。この中には「改善指導案」(授業の体験を踏まえて、実習中に作成した指導案を改善したもの)の提出を求めたり、実習後の自分の学習課題を整理させるなど、明確な目的を持ってレポートを課している大学もある。事後指導の一つの典型として注目しておきたい。

その他、「個人指導」、「参観時の指導」、講義やゼミと事後指導との結合などの試みも行なわれている。

(二 杉 孝 司)

(5) 教員の実習指導訪問の範囲 (左側大学, 右側短大, 以下(9)まで同じ)

イ 県内	6	10
ロ 東海三県	13	12
ハ 東海三県以外の近県	8	9
ニ 付属学校	7	4
ホ 指定協力校	3	
ヘ 全実習校	5	5
ト その他	3	4

① 指導訪問は、県内を含めた東海三県という範囲で行われている。

② 数からいえば少ないが、大学で東北、北海道、九州、沖縄といった遠隔地を除外して、全実習校で実施されている。

③ 教委、実習校から要請があれば、東海三県以外でも派遣しているとの回答がみられる。

(6) 訪問の回数

イ	1回	20	14
ロ	2回	2	4
ハ	3回		
ニ	その他	4	7

① ここでは、回答でみるかぎり、短大のほうが、回数は多いようである。

(7) 指導訪問に対する教員の分担の仕方

イ	教職課程担当者のみ	6	3
ロ	各学部・学科別に配分	6	8
ハ	全学的な協力体制で配分	11	10
ニ	全員で	3	2
ホ	その他	2	1

① 大学、短大とも、全学的な態勢で取り組む数が多い。

② 大学でみられる分担として、教職担当者だけでなくゼミ指導教員とか広報関係者がくわわっているところもみられる。

(8) 指導教員に対する手当支給

イ	交通費のみ	1	3
ロ	普通出張	14	13
ハ	特別出張	3	2
ニ	1校につき	3	
ホ	1回につき	1	1
へ	その他	3	3

① 普通出張の扱いが圧倒的に多い。

② 額に関しては、かなりの幅がみられる。しかも、その基準も多様であるといえる。

(9) 実習校からの要望事項

- | | |
|----------------|------------------|
| ① 優秀な学生を送ってほしい | ① 事前指導の徹底 |
| ② 事前指導の徹底 | ② 教採試験受験の徹底 |
| ③ 実習の意義、心構えの指導 | ③ 実習訪問の徹底 |
| ④ 指導案の書き方について | ④ 指導案作成の指導 |
| ⑤ 訪問指導の徹底 | ⑤ 事前に学習指導要領の研究 |
| ⑥ 生徒指導の重視 | ⑥ 事前に実習に関する打ち合わせ |
| ⑦ クラブ活動への積極的参加 | ⑦ 実習記録の書き方 |

(伊藤彰男)

7. 免許状申請の状況

	大 学		短 大	
	学校数	件 数	学校数	件 数
幼 稚 園	5	639 (127.8)	11	2,590 (235.5)
小 学 校	4	580 (145.0)	5	296 (59.2)
中 学 校	20	3,074 (153.7)	18	768 (42.7)
高 等 学 校	22	3,393 (154.2)	—	(—)

(注)

()内は
1校あたりの
平均件数

- (1) 量的な指標は、上記の通りであるが、大学の場合、「高等学校」「中学校」免許状が学校数、件数ともに圧倒的に多く、逆に「小学校」免許状は4校、580件と最も少ない。
- (2) 短大の場合、学校数では「中学校」免許状が最も多いが、件数では「幼稚園」免許状がほぼ7割強を占めています。
- (3) したがって、申請件数からみたとき、大学では「中学校」「高等学校」免許状、短大では「幼稚園」免許状 — という全般的傾向を認めることができる。
- (4) また、1校あたりの件数では、大学の場合、最大<372件>、最小<1件>、短大の場合、最大<630件>、最小<1件>となっている。
- (5) このように、1校あたりの件数規模はきわめて多様で、巾広く分布しており、平均値で見ると、短大「幼稚園」が最大(235.5件)で、逆に短大「小学校」が最小(42.7件)となっている。
- (6) こうした状況は、それぞれの大学・短大の規模や特徴と関連したものであろうが、教員養成の組織やカリキュラム、構成、運営のあり方を考えていく上でも、無視できない要件といえよう。

8. 採用試験対策

	大 学	短 大
(イ) 特にしない	4	9
(ロ) 特別の構成・講座	9	6
(ハ) オリエンテーション	10	9
(ニ) 模擬テスト	12	8
(ホ) そ の 他	1	0

- (1) 「特にしない」のが大学では4校(17.4%)、短大では9校(40.9%)となっている。すなわち、大学ではすくなくとも8割以上、短大にあっても6割以上が何らかの「採用試験対策」を実施している。
- (2) 「特別の講義・講座」の内容としては、教科専門科目、教職専門科目の講義、論・作文指導、模擬面接などが含まれており、「模擬テスト」は業者によるものと、学校独自で行うものの二通りある。
- (3) 実施の方法としては、大きく分ければ、特別講習会といった形式で行われる場合、週1コマを教育講習という名称で実施する場合、更に必要に応じて随時実施していくといった、3つの方法がとられているようである。
- (4) こうした「対策」の功罪、評価についてのコメントは、ここではさし控えたいが、いずれにせよ「採用試験」は、教職課程担当者にとっては避けられない現実的な問題のひとつといえよう。そこで更に、次のような真の検討が今後必要になってくるのではないか。
 - ① 一口に「対策」といっても、そこには多様な内容・方法・形式があり、より具体的な資料にもとづいた検討が必要である。
 - ② 各専門教科の講義内容との関連はどうなっているか。
 - ③ 「対策」の実施にかかわって、担当者の取り組みの姿勢の問題、学内事情、学生の対応など。
 - ④ 現行の採用試験の内容・方法・制度など、その全般的なあり方の検討。

9. 教職課程運営上の改善・留意事項

	大 学	短 大
(イ) な い	4 (17.4 %)	8 (36.4 %)
(ロ) あ る	17 (73.9 %)	12 (54.5 %)
N R	2 (8.7 %)	2 (9.1 %)

- (1) 改善・留意事項が「ある」としたのが、大学では23校中17校、短大では22校中12校であった。
- (2) その内容を整理すると次のようになる。
 - ① 大学教育全体との有機的関連
 - ② カリキュラム改善
 - (ア) 技術および教職専門科目の全般的検討
 - (イ) 教育実習 — 指導体制・手引きなど
 - (ウ) 履修条件、開講時期、時間割編成

- (エ) 教科教育法の内容
- (オ) 卒業要件との関連
- (カ) 演習の重視
- (キ) 現場との恒常的関連
- (ク) 教育機器の利用

③ 教 員

- (ア) 専任教員の充実
- (イ) 教職課程研究会の必要性

④ 採用試験への対応

- (3) 上記の各項目には重複する部分もあり、それぞれの具体的な内容についても、この調査では把握しきれないが、各大学・短大の改善の方向・問題点を知ることができよう。今後、こうした諸問題を更にもち寄り、集団的に検討していくことが望まれる。

10. 教育実習についての配慮

- (1) 配慮している事柄が「ある」とするものは、大学の場合23校中17校(73.9%)、短大の場合22校中11校(50.0%)となっており、大学では7割強、短大では5割が何らかの配慮をしている。
- (2) その内容を整理すると次のようになる。
- ① 実習の指導体系の明確化(年間計画)
 - ② 事前指導の充実
 - 「教職演習」の時間割への組み入れ
 - 参加者の厳選
 - ③ 力 点
 - (ア) 授業重視(課題の発見と追究・指導案)
 - (イ) 学校、学級運営の重視
 - (ウ) 態度・服装
 - (エ) 実習校との連携

11. 教職課程費・教育実習費の徴集

	大学 (23)	短大 (22)
(イ) 徴集している	20 (87.0%)	19 (86.4%)
(ロ) 徴集しない	3 (13.0%)	3 (13.6%)
○ ○ ○		
(1) 課程費と実習費の両者を別々に徴集	7	5
(2) 課程費のみ徴集	2	4
(3) 実習費のみ徴集	9	7
(4) 両者の一括徴集	2	1
(5) 全く徴集しない	3	3
(6) 不明	0	2
○ ○ ○		
(1) 課程費の最高	34,800	40,000
〃 最低	3,000	2,000
(2) 実習費の最高	24,000	15,000
〃 最低	7,500	5,000
(3) 合計額の最高	42,800	55,000
〃 最低	5,000	3,000

- (1) 課程費、実習費の徴集金額、徴集方法、徴集時期は各大学・短大ごとに異っており、きわめて多様である。「課程費」については、実際には「登録料」「履修費」など種々の名称が使われている。
- (2) 全体的には、「課程費と実習費の両方を徴集」するケースと「実習費のみ徴集」するケースが最も多いが、いずれについても全く徴集していない大学が3校、短大も3校ある。
- (3) 金額についても、表に示されているように多様で、巾広い分布がみられる。そこで、
- ① それぞれの大学・短大の学科の性格によって、課程費のとらえ方が異っているのではないか。
 - ② 特に課程費について、その金額がどのような基準・手続の下で決定されていくのか。その際、教学—教職課程担当教員の意向はどのように反映されているのか。
 - ③ より基本的には、「課程費とは一体何であるのか」という課程費の性格が明確にされる必要があるのではないか。

こうした問題の検討が今求められているといえよう。

(真野典雄)

12. ま と め

アンケートの集計と分析を通して、教職課程改善の多様な試みを知ることができた。私たちの研究の基盤を改めて確認した思いである。私教懇のこれからの研究課題について言えば、各大学の自主的な取り組みを具体的に交流して行くことが、当面の重点になると思う。ただしその際、単なる紹介に終わらせず、私大における教員養成の理念を深めつつ、それぞれの試みの意味を原則的に検討することも必要である、と今回の調査に加わって感じた。

具体的に述べてみよう。たとえば報告の中で、教育実習の事後指導が事前指導に比べて弱いと指摘されている。思うにこの問題は案外深刻で、事後指導が弱いという実状の背後には、いわゆる「完成教育」としての教職課程観、したがって「完成教育」としての教育実習観が根強く存在しているのだ、と私には思える。そうだとすれば、事後指導を強化するためには、あれこれの経験交流だけでは決定的に不十分で、教育実習とは何か、その目的と課題を検討することが不可欠となるだろう。実習校からの様々な要望についても、教育実習の位置づけや教職課程における「実践性」といった問題の検討を通さない限り、大学としての責任ある対応は不可能なのだと思う。

また、教員採用試験に対する取り組みも多くの大学で行なわれている。試験準備を強めれば、その大学の「実績」は上がるかもしれないが、そのことがそのまま、今日の教育状況の中で大学に課せられている教員養成の使命に応えることになるかどうか、私には疑わしい。試験問題の質を考えてみても、教員採用の現状はそれほど甘くないと私には思える。とはいえ、この学生こそとってみても、試験に受からなければ教師にはなれない。このジレンマをどう克服して行くのか。

さらに教職科目の拡充という問題にしても、一般大学の教職課程にはおのずと限度があるし、むしろ広い教養と深い専門性を備えた教師こそが、一般大学に求められている教師なのではあるまいか。教師志望の学生の資質という点からみても、本を自主的に批判的に読むことが十分にできず、文章を通して自分の思考を練り上げていくことがきわめて不十分にしかできないということこそ、最大の弱点であると私には思える。そうだとすれば教職科目の拡充が、教師教育改善の主要な方向なのかどうか、疑問が残る。

教師教育の何がどうして問題で、そのためにどのような克服の方向をめざしたのかを具体的に明らかにし、さらにその実践を評価する、といういわゆる実践報告のスタイルでこれからの研究会を運営していくことが必要なのだと思う。さいわい岐阜経済大学の御報告など、そのような実質を持った報告も出ているので、今後の研究会で大いに勉強させていただきたいと思っている。

(二 杉 孝 司)

Ⅲ 研究会報告より

教育実習の指導 一 現状と課題 一

金城学院大学文学部 二 杉 孝 司

一昨年、『教育実習ハンドブック』を作成した。「学生の目の高さ」から書くことを基本に、教員二人と事務職員の三人が討論しながら執筆したもので、ともかくも本学のオリジナルなものとして出来上がった。昨年6月の研究会では、このハンドブックを中心に私どもの取り組みを具体的に報告させていただいた。しかし小論では紙幅の制約もあり、やや抽象的になるが、私どもの取り組みの前提となる問題の所在について、私なりに整理してみることにしたい。

Ⅰ 授業の問題点

学生の授業を参観し、教材研究を軸にその授業を学生と検討するというのを、年に10人程度、4年ほど続けてきた。その狭い経験から思うことなのだが、学生の授業は実に魅力に乏しい。このことを教えたいという内容が、授業を見ている私に伝わってこないのである。授業が上手とか下手とかいうことではない。これを教えたいという願いや気迫、あるいは悶えが見受けられないのである。

学生が不真面目だというわけではない。むしろ誠実に努力しているにもかかわらず、授業に魅力がないのである。その原因は、私の見るところ教材研究の不足、とりわけ教材研究にかける主体性の欠如にある。「教えることはむずかしい」と学生は言うのだが、その教材を自分はどれだけ学びえたのかという教材研究の最も肝腎な点が、応々にして不問にされることが私には気になる。あるいは教えるという自意識が、自分にはわかっていると錯覚させるのかもしれない。

たとえば国語の授業の場合、学生にとって古文の方が現代文より教えやすいようだ。その理由は、はっきりしている。古文の授業は、文法の説明や現代語訳を中心に一応の授業の格好がつくのに対し、現代文の場合は、その文章の自分なりの読み取りが否応なくもろに問われるからである。生徒一人ひとりの力では読みとれないだけの深みを持った授業者の読解があって、初めて授業は成立するはずなのだが、この点は実習で実に曖昧である。そこで段落分け等の形式的な作業に授業が終始したり、詩の解釈を絵で表現させるような、瑣末というよりは誤まった工夫が行なわれることになる。

問題は国語だけのことではない。その他の教科の場合でも、自分自身でその教材と格闘した形跡が見られないことの方が多い。だから様々な知識を教えても、その知識は授業をする当の学生にとってさえ、外在的な通り一遍の知識にしかなくなっていき思われる。

言うまでもなく、自分の理解したことしか教えることはできないし、自分が感動もしなかったことを生徒に生き生きと学ばせることなどできるはずもない。とすれば教材研究の弱さを、単なる未熟さとしてすませることはできない。ことに実習としての授業にとって本質的な問題は、教材研究を本格

的に行なわない限り、授業のむずかしさも表面的にしかわからないということである。どうしても教えたいということがあって、それを教えるむずかしさが具体的にわかるのである。教材研究が不十分で授業の質が低く、その結果、授業から多くを学ぶことができない — 教育実習の基本的な問題を私はこのようにとらえている。

学生の教材研究が貧しいのは、かれらの授業観の反映であろう。唯一の「正解」を暗記するのが勉強という、受験体制の下で培われた歪んだ学習観、授業観の影は濃い。したがって教えるという行為の本質を、かれらの授業観と切り結びつつ教えることは、大学の教職課程の重要な課題である。しかし問題の根はさらに深い。大学で現に学んでいるかれらの学習観は、大学での学習の、ということは大学での私たちの教育の反映だからである。問われるべきは、大学教育の、教職課程のみならず総体としての大学教育の質なのではあるまいか。

Ⅱ 教職課程改善の方向と実践性

全私協その他の最近の研究動向の中で、教職課程改善の方向として実践的な教育が強く打ち出されている。科目別にみても、教育原理よりは教科教育法、さらには教育実習に研究の重点が置かれているように思えるし、現場との緊密な結びつきが模索され、あるいは模擬授業が導入される、といった具合である。このような動向に必ずしも反対ではないが、全面的に賛成とも言えない。そこで敢えて疑問を呈してみたい。

前項で述べたような学生の状況を考えると、大学教育の総体が問われるべきであって、いわゆる実践的指導力なるものがかれらの教師としての資質を向上させるとはとても思えない。端的に言えばこういうことになるのだが、以下、教育実践ないしは実践性の把握という角度から二つの問題を提出してみたい。

① たとえば教師の技術について考えてみると、どのような技術にせよ具体的な教材研究と子ども把握に裏打ちされたものであり、教師の授業観の反映したものである。また、このようにとらえなければ、教師の技術を意味のある形で学ぶことはできないのだと思う。実践性の強調は、教師の技術を矮小化しないだろうか。

② 理論の実践性が求められているのではないか。確かに現状の理論は観念的かもしれない。しかしだからといって、理論を実践に置き代えるのは、基本的には理論の場である大学の行なう教員養成という課題の放棄にさえつながる、と私には思える。

教員にとっても学生にとっても、実践が重要なのは、実践が問題を鮮明にし、理論を鍛えるからだろう。現場からの批判を正面から受けとめながら拝跪せず、実践的に応えて行きたいと思う。

教職課程改善の試み

岐阜経済大学 酒井博世

昨年10月の第2回研究会において、私たちの大学における教員養成課程の実情とその改善の試みを報告させていただいた。私たちの試みが、貴重な場をお借りするのにふさわしいかどうか、若干躊躇する気持ちもあったが、各大学の実情をできるだけ出しあいながら、交流を深めていくという本懇談会の趣旨を素直に解釈して、あえて報告させていただいた次第である。ささやかな試みであるにもかかわらず、当日参加された方々から貴重なご教示を数多くいただいたことに、改めて感謝したい。以下は、その報告内容を簡単に整理したものである。

私たちの大学は、創立20年にも満たない学生総数二千数百名の小さな地方単科大学である。その中において2年次から実際に教職科目を受講するものは、例年60名前後（入学生のはほぼ1割）、卒業時に実際免許状を取得できるものは20名前後（実習受講生数と同数）である。こうした比較的小人数の学生に対して、教職専任スタッフが2名配置され、勝野尚行教授を中心に、系統的指導と専門的力量的形成に主眼を置いて、教員養成課程のあり方について論議を深め、改善を試みてきた。

1. 本学では、教職を志す学生にしばしば見うけられる「免許状でもとっておくか」という安易な動機を、より積極的、能動的なものに転化させ、彼らの教育への問題関心を広げ、深めるためには、教職関連科目の系統的履習が必要であるという観点から、教職科目の履習に際して、次のような条件を設定している。

- ① 第1年次に、一般教育科目の「法学」（日本国憲法を含む）、「教育学」、「心理学」を履習すること。
- ② 2年次配置の「教育原理」「教育心理学」について、前者はあらかじめ「教育学」を、後者は「心理学」を修得していること。
- ③ 3、4年次配置科目の「教育行政学」「教育方法論」（いずれも選択必修科目）について、それぞれ前年までに、前者は「教育原理」を、後者は「教育心理学」を修得していること。

このような条件を設定することによって、一方で「教育学」→「教育原理」→「教育行政学」という系統を通して、教育基本法理念を中核とする教育の社会的、行政的、運動的側面の理解を、他方において、「心理学」→「教育心理学」→「教育方法論」という系統を通して、子どもの発達の論理を軸とする教育の実践的側面の理解を深めさせることをねらっている。（ちなみに、本学では「教育原理」と「教育行政学」、「教育心理学」と「教育方法論」は、それぞれ同じ教員が担当している。また、「教育行政学」「教育方法論」はいずれもいわゆるゼミ形式をとった運営がされている。）

2. 「教育実習」に関しては、免許法改訂の動きが表面化する以前から、少しずつ改善してきた。その主なものは次のとおりである。①選択必修科目である「教育行政学」「教育方法論」のいずれかが履習済みであることを、実習受講の条件とすることによって、問題意識（課題意識）を持って実習に参加できるようにした。②実習事前指導（6回、講義形式）の充実（事務連絡中心や担当教員個人の請

負仕事にするのではなく、教材研究の仕方、学校経営、学級経営に関する問題、生徒指導に関する問題等、テーマ別に非常勤の方も含めて、教職のスタッフが分担してガイダンスを行なう)。③実習終了後の事後指導として、翌年実習受講予定の3年生もまじえて報告会(延べ2日、全員が報告、発表)を行ない、教育実習を通して得たものを相互に交流、確認させるとともに、3年生にとっては、事前指導としての意味を持たせている。この報告会での学生の発表を聞いていると、教育実習が、学生の人間形成や、教育への問題意識、情熱を深めるうえで非常に大きな意味を持っていることを痛感させられる。

3. 免許法改訂の動向が表面化して以降の取り組みとしては、①本学の定員増、学科増の計画に伴い、教職専任教員の増員が実現。これにより、内容的には、教育史、学校制度論的角度からの専任による系統的指導が可能になった。②実習事前指導の一環として、「学校訪問」を導入した。これは、大垣市教育委員会の全面のご協力を得て実現したもので、本学教育実習協力指定校(市内市立中学校)において、1日訪問研修(3年後期と4年前期の2回実施、実習受講生必修)を行なうものである。その主な内容は、「中学校教育の現状説明」(校長、教頭)、「学校概要説明」(校長)、「教育課程説明」(教務主任)、「生徒指導説明」(指導主事)、「授業参観」、「授業研究」、「給食試食」などである。

私たちは、この「学校訪問」をとおして、イ. 中学校教育の実態にできるだけ生の形で触れさせ、現実の教育問題への関心を深める。ロ. 「実習」とは異なり、「観察」が主になるので、大学で学んできた成果を生かして、「現実」を「客観的」に分析する余裕があり、同時に、自らの学習課題がより明確になる。ハ. 実際の実習校を含めて複数の学校の実態に触れることによって、教育の現状を多様にとらえることができる、といった「効果」があると考えている。

4. その他に、教育をより幅広い角度からとらえるために、「現地調査」といった名称で、各種研究集会、教育集会(例えば、父母、住民らが中心になって開催される教育集会等)への参加を試みた。

研究会当日、教職の「系統性」あるいは「専門性」を強調することによって、かえって「開かれた教員養成課程」の理念を狭めることにならないか、という主旨のご指摘が強くなされた。今日教師に求められている「専門性」と、「人間的豊かさ」といったものを大学の教員養成課程において統一的に追求していくためには、教員養成課程のあり方を、単に「教職科目」あるいは「教職課程」の問題としてだけでなく、大学の教育カリキュラム全体の再検討、再編成の課題と結び付ける必要があると思われる。

Ⅳ 会員雑感

「開放制の危機」に思う

名城大学 真野典雄

K君は、はっきりしたためあてのないまま法学部に入学した。サークルで子ども会にかかわるようになって、教育の問題に関心をもちはじめ、2年生から教職課程を履修するようになった。4年生の夏に受けた教員採用試験は失敗したが、教職への情熱は愈々強まり、1浪後、N市の採用試験に合格した。いま社会科(中学校)の教師として、またラグビー部の顧問として多忙な毎日を送っているが、学校からの帰途、ときどき大学のサークル室に立ち寄り、後輩たちに「この道を選んで本当によかった」と語りかけている。

E君は理工学部土木工学科の学生だった。ただ資格を取っておこうという漠然とした気持で、1年生から教職課程を受講したが、4年生の6月に体験した教育実習はE君の生き方を大きく変えていく重要な契機になったらしい。卒業後、2年間、名古屋でバイトをしながら通信教育で小学校教員の免許状を取得し、3年目の春、郷里でもある北海道で小学校の教壇に立つことができた。いま、オホーツク海に見える山の小学校で熱心に文集づくりに取り組んでいる。

G君は理工学部機械工学科の卒業生である。卒業後、大企業のT社に就職し、2年間、機械設計の仕事に励んだ。その仕事が決して嫌であったわけではないが、G君の心の奥には教職への思いが宿りつづけていたらしい。彼もやはり、学生時代のサークルや教育実習での体験が強いインパクトになったようである。そこで昨年夏、思いきって高等学校(工業)の採用試験を受け、見事合格した。今春にはおそらく工業高校の教壇に立つことになるであろう。

以上は、私の身近かなところでの卒業生の最近の動向の一部にすぎないが、こうした例は一般大学で教職課程を担当している教員なら共通に経験している事柄であろう。上記の場合にもみられるように、大学入学の時点で強い教師志向性をもった学生は必ずしも多くない。おそらく7割以上は、漠然とした教職志向しか持ちあわせないまま、教職課程を履修しはじめる。しかし、4年間の学生生活、特にサークル活動や教職課程の講義・実習のなかで確固たる教職への意志をつくりあげ、採用試験のにかい失敗を克服して立派に教師の道を歩いているのである。日本の公教育を支えている教師の多くは、こうした学生たちではなかったろうか。一般大学とりわけ私立大学で教職課程を担当している教員の一人として、私はこのことに誇りをもっているし、これからももちつづけていきたいと思う。

そのことは、同時に、戦後教育改革のなかで生みだされ、営々と培われてきた新しい価値——開放制教員養成制度——を守り育てていくことでもあろう。そうした意味で、私立大学は、いまこそ、教員養成を自らの教育活動の不可欠の部分として確認し、更に公教育の教師を養成するという公共的責任の立場にたって、教職課程の改善・充実にむかって積極的・自律的努力を積み重ねていかねばならないであ

ろう。

「内面にくいこむ」教育をめざして

江南女子短期大学 峰 島 厚

東海地区私立大学教職課程研究連絡懇談会の総会で世話人にえらばれて1年がたとうとしています。1年前、江南女子短大に就いて3年がたち、ひととおりのことに慣れて、さあこれからと考えていたときです。施設実習、県実習連絡協議会の運営校の仕事も終え、短大内でも実習委員からはずされ、やっと解放の気分を味わえると思ってたころでした。

まわりの状況を傍観者的に(?)判断し、やむを得ないと、当懇談会の世話人をひきうけた次第です。したがって実習から解放された気分がかかわっており、会合があるときのみ実習等のことを考えると、今もってお荷物世話人です。みなさんにご迷惑をおかけしていると思います。

さて、短大にきて3年め、もろもろのことを考えたわけですが、その重要な一つに短大生とくに女子短大生の教育の新しい模索を考えました。

短大の3年間で何を学んだか、それは実務的に忙しかったにつきます。しかしその実務等を通じて4年制大学やマスプロでは味わえない、ダイナミックでかつ繊細な教育を味わえたと自負しています。

毎年4月の最初の授業で6~70人の学生を前に「いかに君らの内面にくいこめる授業や教育活動ができるか、私の勝負だと思っている」とまじめにぶちます。どの授業、教育活動でも、この6~70人しか金太郎アメでできません。それに約6~7人の教員が対するわけで、ホラではなくて現実に行けるわけです。実際に私など卒業式のとき、10数人の学生に、一人の人間としてみたときの評価と期待を一日かけて色紙いっぱい書いてわたせるのです。もちろん専門のことは一言も書きませんが……。

この喜び、苦しみがわかってきたのが3年間でした。とにかく内面に入る、真底にある心をひき出し、はげましを与えることと葛藤を組織していくわけです。そして一歩でも変わればと働きかけ、女子学生みたいに私が一喜一憂します。

そして3年たって、このままでよいのだろうかと考えるようになりました。教育活動としてはよいと考えてますが、大学の教育としてはこれでよいのだろうか。

4月からの新しい年度では、自分が教えた卒業生がどのような社会人になっているのか、それをみながら短大に帰し、そしてできたら卒業生の社会教育的なことをしながら、社会人が成長していく過程と学生の成長の過程を交差させてみようかと考えています。

こういうことを、教職課程連絡懇談会では教員養成をめざして考えなければならないのですが、私は保母養成を課題として考え、会合のときのみ教師とダブルさせる方法をとらせていただきます。

V 1984年度活動報告（全私協関係を含む）

1984. 4. 14 全国協議会・関東地区協議会第三回合同研究懇談会
1984. 4. 28 東海地区懇談会・協議会1984年度総会
 ♪ 世話人会（1）
1984. 5. 19～20 全国協議会1984年度大会（福岡）
 ♪ 1984年度総会
 ♪ 運営委員会・代議員会（1）
1984. 5. 「ニューズレター」№1発行
1984. 5. 28 東海地区懇談会「教職課程の実態に関する調査」発送
1984. 6. 24 ♪ 研究会（1）
 「教育実習の指導 — 現状と課題 —」
 金城学院大学 二 杉 孝 司 氏
 ♪ 世話人会（2）
1984. 7. 12 ♪ 世話人会（3）
1984. 8. 29 全国協議会運営委員会・代議員会（2）
1984. 10. 「ニューズレター」№2発行
1984. 10. 6 東海地区懇談会研究会（2）
 「教育実習指導改善の試み」
 岐阜経済大学 酒 井 博 世 氏
 「卒業要件と資格取得要件の区別と関連」
 暁学園短大 伊 藤 彰 男 氏
1984. 11. 10 ♪ 世話人会（4）
1984. 11. 10 全国協議会・合同研究懇談会
1984. 12. 8 東海地区懇談会世話人会（5）
1985. 1. 26 ♪ 研究会（3）
 「教職課程の実態に関する調査」結果の報告と検討
 ♪ 世話人会（6）
1985. 3. 9 全国協議会・合同研究懇談会
1985. 3. 23 全国協議会運営委員会・代議員会（3）
1985. 4. 3 東海地区懇談会世話人会（7）

VI 東海地区私立大学教職課程研究連絡懇談会規約

1979年 4月27日

1981年 4月25日（一部改訂）

1982年 4月26日（一部改訂）

1983年10月 6日（一部改訂）

1984年 4月28日（一部改訂）

（名 称）

第1条 本会は「東海地区私立大学教職課程研究連絡懇談会」と称する。

（目 的）

第2条 本会は、東海地区私立大学・私立短期大学の教職課程に関する研究活動を推進し、あわせて情報交換・連絡協議することによって、その充実を図ることを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

1. 私立大学における教員養成についての研究
2. 私立大学における教職課程についての情報交換・連絡協議
3. 私立大学における教職課程、特に実習などについての研究・協議
4. 私立大学における開放制教員養成の重要性について、認識を深めるための情宣活動
5. その他、本会の目的達成のために必要な事業

（会 員）

第4条 本会は、教職課程を設置している東海地区私立大学・私立短期大学をもって組織する。ただし、本会に加盟していない大学において、教職課程を担当する教員は、その所属する大学が会員となるまでの期間、有志会員として本会に加盟することができる。

（機 関）

第5条 本会につきの機関をおく。

1. 総 会
2. 世話人校および代表世話人校それぞれ若干
3. 事 務 局
4. 会 計
5. 会 計 監 査 2名

（役員選出）

第6条 世話人校・代表世話人校および会計監査は総会で選出する。

任期はそれぞれ1年とする。

事務局は、代表世話人校の一つにおく。

(会 費)

第7条 会員校は1校につき年額10,000円を会費として納入する。有志会員の会費は年額1口3,000円とする。

(会 計 年 度)

第8条 本会の会計年度は、毎年定期総会から翌年の定期総会までとする。

(全国協との関係)

第9条 本会加盟校のうち、全国私大教職課程研究連絡協議会に加盟する大学で、東海地区私大教職課程研究連絡協議会を構成する。同協議会事務局は当分の間、本会事務局が兼務する。

(規 約 改 正)

第10条 本会の規約改正は、総会出席会員校の過半数の同意を必要とする。

付 則 この規約は、昭和54年4月27日から実施する。

VII 加 盟 校 名 簿

大 学 の 部 (全 全私教加盟校, (個 私教懇有志会員)

1984. 4. 現在

	大 学 名	〒	所 在 地	T E L
	岐 阜 女 子	501 -25	岐阜市太郎丸 80	(0582) 29 - 2211
(全)	岐、阜 経 济	503	大垣市北方町 5 - 50	(0584) 74 - 5151
	聖徳学園岐阜教育	501 -61	羽島郡柳津町高桑 2078	(0582) 79 - 0804
(全)	東 海 女 子	504	各務原市那加桐野町 5	(0583) 89 - 2200
(全)	中 京 女 子	474	大府市横根町名高山 55	(0562) 46 - 1291
(個)	名 古 屋 女 子	467	名古屋市瑞穂区汐路町 3 - 40	(052) 852 - 1111
	同 朋	453	名古屋市中村区稲葉地町 7 - 1	(052) 411 - 1111
	名 古 屋 音 楽	453	名古屋市中村区稲葉地町 7 - 1	(052) 411 - 1111
	中 京	466	名古屋市昭和区八事本町 101 - 2	(052) 832 - 2151
(全)	名 古 屋 学 院	480 -12	瀬戸市上品野町 1350	(0561) 42 - 0333
(全)	名 古 屋 芸 術	481	西春日井郡師勝町熊之庄 280	(0568) 24 - 0315
(個)	南 山	466	名古屋市昭和区山里町 18	(052) 832 - 3111
	愛 知 学 泉	444	岡崎市舳越町上川成 28	(0564) 31 - 6587
(全)	愛 知	440	豊橋市町畑町畑 1 - 1	(0532) 45 - 0441
	愛 知 学 院	470 -01	愛知郡日進町岩崎阿良池 12	(05617) 3 - 1111
(全)	金 城 学 院	463	名古屋市守山区大森 2282 - 2	(052) 798 - 0180
(全)	名 城	468	名古屋市天白区天白町八事裏山 69 - 49	(052) 832 - 1151
	大 同 工 業	457	名古屋市南区大同町 2 - 21	(052) 611 - 0511
(全)	椿 山 女 学 園	464	名古屋市千種区田代町瓶杵 1 - 254	(052) 781 - 1186
(全)	愛 知 工 業	470 -03	豊田市八草町八千草 1247	(0565) 48 - 8121
(全)	愛 知 淑 徳	480 -11	愛知郡長久手町長湫片平 9	(05616) 2 - 4111
(全)	皇 学 館	516	伊勢市神田久志本町 1704	(0596) 22 - 0201
(全)	日 本 福 祉	470 -32	知多郡美浜町奥田	(05698) 7 - 2211

短大の部

1984. 4. 現在

大 学 名	〒	所 在 地	T E L
市 邨 学 園	484	犬山市内久保 61-1	(0568) 67-0616
愛 知 大 学	440	豊橋市町畑町畑 1-1	(0532) 45-0441
金 城 学 院 大 学	463	名古屋市守山区大森 2282-2	(052) 798-0180
中 京 女 子 大 学	474	大府市横根町名高山 55	(0562) 46-1291
名 古 屋	470 -11	豊明市栄町武待 48	(0562) 97-1306
東 海 学 園 女 子	468	名古屋市天白区天白町平針	(052) 801-1201
瑞 穂	461	名古屋市瑞穂区春敲町 2-13	(052) 882-1815
山 田 家 政	464	名古屋市東区葵 1-17-8	(052) 931-7111
愛 知 淑 徳	489	名古屋市千種区桜が丘 23	(052) 781-1155
南 山	466	名古屋市昭和区隼人町 19	(052) 832-6111
江 南 女 子	483	江南市高屋町大松原 172	(05875) 5-6165
名古屋造形芸術	453	名古屋市中村区稲葉地町 7-1	(052) 411-1111
愛 知 女 子	470 -01	愛知郡日進町岩崎竹ノ山 57	(05617) 3-4111
岡 崎 女 子	444	岡崎市中町 1-8-4	(0564) 22-1295
椚 山 女 学 園	464	名古屋市千種区田代町瓶杓 1-254	(052) 781-1186
暁 学 園	512	四日市市萱生町城山 238	(0593) 37-2345
鈴 鹿	513	鈴鹿市庄野町 1250	(0593) 78-1020
松 阪 女 子	515	松阪市久保町梅村 21	(0598) 29-1122
中 部 女 子	501 -32	関市倉知向山 4909-3	(05752) 2-4211
聖 徳 学 園 女 子	500	岐阜市中鶯 1-38	(0582) 72-4151
名古屋自由学院	481	西春日井郡師勝町熊之庄	(0568) 24-0321

7. 教職課程の履修単位は卒業要件に含まれていますか。それとも単なる資格単位ですか。
 (とくに短大の場合)
 イ. 卒業要件に含まれている
 ロ. 学科、コースによって卒業要件に含まれている _____
 ハ. 単なる資格単位である。

(教育実習について)

8. 教育実習参加学生数は何名ですか。(59年度)

	中 学 校		高 等 学 校		そ の 他 (幼・小・養護学校)	
	公 立	私 立	公 立	私 立	公 立	私 立
附 属 学 校						
指 定 協 力 校						
一 般 学 校						
合 計						

9. 実習校数は何校ですか。(59年度)

	中 学 校		高 等 学 校		そ の 他 (幼・小・養護学校)	
	公 立	私 立	公 立	私 立	公 立	私 立
附 属 学 校						
指 定 協 力 校						
一 般 学 校						
合 計						

10. 教育実習に参加するために単位数、履修科目等に条件がありますか。
 イ. ない
 ロ. ある (具体的に)
11. 教育実習の事前教育指導を行っていますか。
 イ. いない
 ロ. ある (具体的に)
12. 教育実習の事後指導を行っていますか。
 イ. いない
 ロ. ある (具体的に)
13. 教育実習校への指導教員をどの範囲の実習校に派遣していますか。
 イ. 県 内
 ロ. 東 海 三 県
 ハ. 東海三県以外の近県 (具体的に) _____
 ニ. 附 属 学 校
 ホ. 指 定 協 力 校
 ヘ. 全 実 習 校
 ト. そ の 他
14. 教育実習校への指導教員は1校につき平均何回訪問していますか。
 イ. 1 回 ロ. 2 回 ハ. 3 回 ニ. その他 ()

15. 教育実習校への指導教員は、どのように分担していますか。
 イ. 教職課程担当者のみ
 ロ. 各学部・学科別に配分
 ハ. 全学的な協力体制で配分
 ニ. 全員で
 ホ. その他
16. 教育実習校への指導教員に手当を支給していますか。
 イ. 交通費のみ
 交通費のほかに
 ロ. 普通出張あつかいの日当 _____ 円
 ハ. 特別出張あつかいの日当 _____ 円
 ニ. 1校につき _____ 円
 ホ. 1回につき _____ 円
 ヘ. その他 _____ 円
17. 実習校からの要望で主なものにどんな事柄がありますか。
18. 教員免許状の申請件数はどれだけですか(昭和58年度)。
 イ. 幼稚園 _____ 件 ロ. 小学校 _____ 件
 ハ. 中学校 _____ 件 ニ. 高等学校 _____ 件
 ホ. その他 _____ 件
19. 教員採用試験の対策をおこなっていますか。
 イ. 特にしない
 ロ. 特別に試験のための講座・講義を開講している。
 (具体的に _____)
 ハ. 採用受験希望者へのオリエンテーション
 ニ. 模擬テストを実施している
 ホ. その他
20. 教職課程の運営上、改善または留意している事柄がありますか。
 イ. ない
 ロ. ある(具体的に)
21. 教育実習に関して、とくに配慮している事柄がありますか。
 イ. ない
 ロ. ある(具体的に)
22. 授業料のほかに、教職課程費、教育実習費等を徴収していますか。
 イ. いない
 ロ. いる(その金額と徴収時期は)

	金 額	時 期	備 考
教 職 課 程 費	円		
教 育 実 習 費	円		
そ の 他	円		

